

動産譲渡登記制度の利用と問題点

大島一悟

目次

- はじめに
- 1 動産譲渡担保の意義
- 2 動産譲渡担保の利用状況
- 3 動産担保を利用するための政策的な支援策
- 4 ABLの取組事例と目的物の種類
- 5 動産譲渡登記制度と利用状況
- 6 検討
- おわりに

はじめに

従来から、債務者が資金調達をする場合、不動産を担保とする手法が用いられ、現在も不動産を担保とした資金調達方法が用いられる場合が多いと考えられる。しかし、不動産担保には限界がある。地価が上昇する局面においては、不動産を担保として資金調達を行うことは合理的であろう。しかし、不動産に担保としての余力がないうえ、地価が上昇しないとき、あるいは、不動産を所有していない債務者が資金調達を行う場合には、不動産以外の資産を担保とする必要性が高まる。

もちろん、債務者の信用力が高い場合には、無担保で資金調達を行うことが可能となるであろう。しかし、無担保で資金調達を行うことが困難で不動産担保を所有しない債務者はどうすればよいのか。債務者としては、債権あるいは不動産を所有している場合、それを担保に供することで資金調達を行うことができれば、経済活動に資することになる。

一般の不動産を担保として資金調達を行う方法には、まず、法定担保物権である質権を利用する方法が考えられる。しかし、この場合には、担保目的物の占有を債権者に移転する必要があるほか、実行する場合には裁判上の手続きが必要となり、煩雑である。<sup>1)</sup>

この点、担保目的物の占有移転が不要で、実行時には私的実行も可能となりうる譲渡担保を利用すれば、これらの質権を利用する場合の問題点を回避することができる。そのため、動産譲渡担保の経済界からのニーズは高いと考えられる。

ところが、動産譲渡担保を利用する場合には、典型担保である質権と異なり、債権者及び債務者の有する権利・義務や実行時の当事者間及び利害関係人の権利・義務は、当事者間の契約や解釈によって定められることになる。それゆえ、動産譲渡担保を利用する場合の担保としての効力及び当事者間の関係を明確にしておく必要がある。<sup>2)</sup>

そこで、その前提として、今後、重要性が増すと考えられる動産譲渡担保について、現時点での利用状況について整理・分析し、制度上の問題点を明らかにしたい。特に、「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(以下、「動産・債権譲渡特例法」という)の定める動産譲渡登記を使用した動産譲渡担保を対象として検討する。具体的には、二〇〇五年に制度化された動産譲渡登記制度を用いた動産譲渡担保について、現在の利用状況及び制度上の問題点の検討を行う。なお、本稿で扱う動産譲渡担保の利用に関するアンケート調査では、主として金融機関が債権者となっているが、商社等が債権者となる場合には金融機関が債権者となる場合とは異なる面もあるため、制度としての問題点を検討する際には注意が必要である<sup>③</sup>。

## 1 動産譲渡担保の意義

譲渡担保とは、目的物の所有権を債権者に移転させ、債務者が債務を履行すれば、再び所有権を元の所有者に戻す担保方法であるとされている。すなわち、債権を基礎として、債権者・債務者間で信用の授受を行い、信用を与えた者が債権を回収できない場合に目的物によって満足をを得る制度である。担保目的物の所有権を移転させる形の担保方法は、経済界の要請もあり、従来から行われてきた<sup>①</sup>。

譲渡担保については、民法に明文規定がなく、判例によって認められた慣習法として利用されてきた。その後、一九九八年に制定された「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が、二〇〇五年に「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」へ改正され、動産の譲渡登記が制度化された<sup>②</sup>。本制度によ

り、従来は占有改定（民法一八三条）によって對抗要件を具備するしかなく、後で占有改定の有無や先後をめぐる紛争が生じるおそれのあった動産譲渡担保を活用した資産調達の円滑化が図られた。

譲渡担保の目的物には、不動産・動産・債権が用いられるが、本稿では動産譲渡担保と動産譲渡登記制度の利用状況を整理し、動産譲渡登記制度の問題点について検討を行う。

## 2 動産譲渡担保の利用状況

### （1）アンケート調査結果

わが国における動産譲渡担保の利用状況については、未だ十分とはいえないが、今後は利用の増加が期待される。いわゆるバブル崩壊によって相当程度の担保不動産が、当該不動産を担保として貸付を行っていた債権者の不良債権となり、その処理が長期に及んだことが、一九九〇年代の景気低迷の原因になったと思われる。そのため、不動産担保への偏重は貸し手にとっても好ましくない。

昨今、金融機関の貸付にはキャッシュフローを重視することの重要性などについて議論が活発ではあるが、無担保融資は信用力の高い債務者を相手にする場合に限定されると考えらるべきである。そのため、売掛金などの債権、あるいは、在庫などの動産を担保とした貸付の重要性が増加すると考えられる。

平成二三年の時点での全企業の貸借対照表をみると、総資産一、四七一兆円のうち、在庫は一〇五兆円となっており、土地は一八六兆円、受取手形は二四兆円、有価証券は二三兆円（なお、投資有価証券は二二四兆円である）であ

つた。すなわち、動産が多くを占めるであろう在庫は、総資産の約七％であるが、土地が総資産の約一三％であることに比して、決して少ないものではなく、担保としての利用の余地は大きい。なお、当該資料によると売掛債権は一九二兆円で売掛債権担保のニーズも高いことが推測できる。

在庫商品などの動産を利用した融資については、二〇〇四年に広島大学が行ったアンケート調査(調査①)<sup>①</sup>、二〇〇五年に中小企業総合研究所が行った実態調査(調査②)<sup>②</sup>、二〇〇六年にABL研究会が行ったアンケート調査(調査③)<sup>③</sup>、二〇〇八年に野村総合研究所が行った調査(調査④)<sup>④</sup>などが参考になる。ただし、中小企業白書などで指摘されている通り、アンケート調査に回答する企業は、業績の良い企業ほど回答率が高いと考えられることから、各種アンケートの結果は、実態より良好な数値となっている可能性がある点には注意が必要である。

(2) 調査①について

調査①は、二〇〇四年に、当時のわが国の担保の多様性に関する現状を把握するため、約八〇〇の金融機関(約六五〇社)及び企業(約一五〇社)を対象に行われたアンケート調査であり、約一七〇社から得られた回答に基づくものである。その中で、動産を目的とした担保の利用割合は、不動産担保・有価証券担保・債権担保・動産担保の中で最少の約一〇％であった。譲渡担保は、約一七〇の回答のうち、二五社が利用していたため、約一五％の利用率である。そして、そのすべての回答先が個別動産の譲渡担保を利用しているほか、約半数は集合動産の譲渡担保も利用している。動産譲渡担保の目的物(重複回答あり)は、約八〇％が機械・設備、約二〇％が備品、約三〇％が自動車であり、その他(絵画など)が約三〇％となっている。なお、動産質、所有権留保は利用している回答先がそれぞれ一七〇社のうち五社及び四社となっており、極めて少ない。集合動産を目的物とする場合には、機械・設備・備品(利

用者のうち約三〇％が利用)のほか、商品(約六〇％が利用)、原材料(約三〇％が利用)などが対象となっており、目的物の特質によって利用状況には若干の違いがある。

調査①における譲渡担保を利用した理由は、担保提供者に占有を留めておく必要性があったこと(約七〇％)のほか、実行が容易な点(約四〇％)、利害関係人の出現を防止しやすい点(約三〇％)などが挙げられている。所有者の公示方法は、約半数が公示していないが、ネームプレートなどを利用している場合(約三〇％)もある。対抗要件は、占有改定(約五〇％)のほか、登記・登録(約二〇％)、具備していない(約二〇％)などとなっている。そして、目的物は約七〇％の事例で債務者が占有しており、実行方法については特約をしている事例(約七〇％)のうち、ほとんどで処分清算方式となっている(帰属清算方式は少数)<sup>1)</sup>。また、譲渡担保の実行経験がある回答先は約四〇％であったが、清算金を支払った回答先は六社のうち一社だけであり、実行に際しては清算金が発生しないケースが多いことが推測される。担保目的物の適正評価も重要な課題のひとつである。

### (3) 調査②について

調査②では、特に在庫担保融資を利用している企業は一・七％にすぎず、売掛債権担保融資利用企業(五・八％)よりも少ない。また、在庫担保融資に取り組んでいる金融機関の割合も、大手銀行で二〇％、地方銀行で三・四％、信用金庫・信用組合で一・一％にすぎず、利用状況は限定的であることが読み取れる。金融機関の立場からすれば、従来からの不動産担保融資については担保を取得したり評価する際のノウハウなどが蓄積されているが、動産を担保とする場合の手法が確立されていないことも、利用状況が低調である一因であると思われる。

(4) 調査③について

調査③では、A B L (Asset Based Lending) が進展する上での課題や利用意向の把握、A B Lへの理解促進を目的とし、一般企業約五、一四五社及び金融機関五七七社に対してアンケートが行われ、その結果が公表されている(回答は、一般企業二、一六九社、金融機関四一一社)。A B Lとは、企業の債権・動産などの資産を担保に取る融資形態をいうため、対象は動産とは限らない<sup>12)</sup>。特徴として、⑦商品などの担保目的物は、債務者の事業が順調に行われることで発生する点、⑧動産を担保とする場合、その保管場所・種類・量などによって目的物が特定され<sup>13)</sup>、新たに当該保管場所に入れられた商品などは当然に担保目的物となる点、⑨担保の法律構成としては譲渡担保が利用される点、がある。この融資形態はアメリカでは利用が拡大しているとされ、わが国でも制度化されることで利用の増加が見込まれる。アンケート対象の約三、〇〇〇社のうち、A B Lの利用に積極的な企業は約三分の一しかなく、期待したほどの数字ではなかったものの、A B L利用のニーズは一定程度あるといえる。A B L利用に魅力を感じる企業にとっては、資金調達余力の拡大が最大の魅力であるが、利用に消極的な企業は、「他の資金調達方法で間に合っているから」(利用を望まない企業の約七五%)というのが利用を望まない最大の理由である。したがって、資金調達のニーズが高まり、現在の資金調達方法に行き詰った際には利用を望むケースが増加すると推測される。動産担保融資の実績がある企業は約三四%であり、調査①よりその割合は高いものの、今後の利用拡大の余地はあると思われる。なお、利用実績のある企業においては、担保目的物は機械が大半を占めていた(約七六%)。商品为目的物とした企業は二三%にすぎなかった。また、想定する担保設定物に関するアンケートで、売掛金を挙げた例が九四%あり、その次に商品・製品と回答した企業が六一%となっており、機械装置の五八%を上回っていた。つまり、商品・製品を担保目的物とすることは企業のニーズが高いにもかかわらず、利用実績は多くないことから、今後の利用拡大が可能ではないかと考

えられる。

(5) 調査④について

調査④で行われたA B Lの取組み事例に関する調査は、二〇〇七年度中に新聞等で掲載されたり、貸し手が公表した案件の中から、地域や借り手の業種等を考慮してピックアップされた事案のうち、貸し手及び借り手の協力が得られる一五案件が対象になっている。調査目的は、二〇〇五年にA B L研究会が開催されたときに比して取組が進展しているA B Lの取組イメージをさらに具体化することを目的として行われた。

調査対象が貸し手・借り手の協力が得られる案件であるため、調査④の報告書の中では、特に借り手・貸し手の双方からみたメリットと課題がそれぞれ報告されており、その内容が今後の動産担保の活用の際に参考になると思われる。<sup>14)</sup>

例えば、債務者側から見れば、農林水産業においては不動産担保となる資産が従来から少ないため、A B Lを活用することで債務者の資金調達が容易になり、資金繰りが安定するといったメリットが指摘されている。また、業種によつては在庫を長期保存することで高付加価値化を図る必要がある場合もあり(例えば、沖縄県の泡盛製造会社においては、在庫を古酒貯蔵することで高付加価値化が図られるが、そのための資金負担が大きい)、そういった場合には在庫商品そのものを担保目的物にすることで資金調達を行うニーズがあり、債務者としてはA B Lの取組みによるメリットは大きい。さらに、金融機関への情報提供などを通じて、金融機関との交流が深まり、動産担保案件以外の経営に関する相談などを行いやすくなった点なども、A B Lを活用することによるメリットとなっているケースがある。債権者としても、地元の産業振興へ貢献できる点や在庫商品等を担保とすることで担保不足が改善される点、モニタ

リングなどにおける情報提供を受けることで取引先の財務状況などが把握しやすくなる点、ABLを活用することで新しい融資先を開拓したり、優良取引先を囲い込むことができる点などのメリットがある。

一方で、債務者としては担保目的物のモニタリング等に係るコストを負担する必要があるため、一定程度以上の規模の融資でなければ融資コストが増大する点を考慮する必要がある。また、担保目的物を評価、あるいはモニタリングをするために、従来以上に在庫を厳格に管理する必要性が生じている。そのための内部管理の負担増加は課題となるが、在庫・販売管理を厳格に行うことは債務者自身にとっても将来的にはメリットとなろう。債権者としては、融資先のモニタリングや在庫評価の負担がある点のほか、動産を担保とする際のノウハウなどが十分ではなく融資審査に時間がかかる点などが、今後の課題となっている。

調査④は、上記のように借り手・貸し手双方の立場からメリットと課題が調査されている点だが、今後のABL取組みに際して非常に有益であると思われる。

### 3 動産担保を利用するための政策的な支援策

二〇一〇年六月、政府の新成長戦略の中で、動産譲渡登記制度の見直しが法務省の検討課題とされており、今後の動きを注視したい。

また、日銀も二〇一一年六月にABL及び出資を対象とする民間金融機関に対する貸付枠を五、〇〇〇億円設けた(ABL枠)。これは、二〇一〇年六月に新設された「成長基盤強化を支援するための資金供給」制度の貸付枠を増枠

する形で導入されたものである。対象金融機関は、日銀から貸付利率を年〇・一％で最長四年間の資金供給を受け、A B L等の残高の範囲内で融資を行うことができる。A B L枠は、当初は二〇一二年三月末を期限としていたが、二〇一四年三月に期限が延長されている。そのA B L枠での貸付残高の見込みは、二〇一三年十二月六日時点で一、〇三六億円である。<sup>15)</sup>

#### 4 A B Lの取組事例と目的物の種類

A B Lが実務においてどのような場面で活用されているのかについては、金融機関を中心にホームページなどで具体的な事例が紹介されている。以下では、商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という）などで扱われたA B Lにおける目的物の種類を挙げる。

##### (1) 商工中金（他の金融機関との協調融資を含む）の取組事例<sup>16)</sup>

ここでは、A B Lの取組事例として公表されている主な目的物を以下に列挙する。なお、括弧内は取組日時を記載した。

- ア. 紅ズワイガニ(二〇〇七・一・三一)、イ. ステンレス・チタン(二〇〇七・三・一九)、ウ. おかき(二〇〇七・四・二七)、エ. プラスチック製スプーン、ゆば製品等(二〇〇七・八・六)、オ. ワイン(二〇〇七・九・三)、カ. 醤油(二〇〇七・一〇・一五)、キ. 大島つむぎ(二〇〇七・一〇・二五)、ク. 水稲用育苗培土(二〇〇七・一一・二五)、ケ.

楽器(二〇〇七・一二・二七)、コ. 金山杉、冷凍イカ(二〇〇八・一・二三)、サ. 亜鉛、アルミ亜鉛(二〇〇八・三・二七)、シ. 日本酒(二〇〇八・三・三一)、ス. 食料品(二〇〇八・四・三〇)、セ. ハム・ソーセージ(二〇〇八・七七)、ソ. 骨材(二〇〇八・七・二五)、タ. 「いわしやみかんの」缶詰(二〇〇八・九・三)、チ. シークワーサー果汁(二〇〇八・九・二六)、ツ. 運賃(二〇〇八・九・二六)、テ. 昆布(二〇〇九・三・二七)、ト. 鋼材(二〇〇九・一〇・五)、ナ. 養豚(二〇一・七・二二)、ニ. 広島菜(二〇一・九・二六)、ヌ. 自動車・リース債権(二〇一・九・三〇)、ネ. 下水道工事に使用されるケーシング管(二〇一・四・一六)、ノ. 太陽光発電に使われる太陽電池や関連機器(二〇一・三七・四)、ハ. プラスチックフィルム(二〇一・三七・一九)、ヒ. 牛の発情発見システム、新型飼料(二〇一・三・八・六)、フ. 岡山県産青果物の加工食品等(二〇一・三・八・三〇)、ヘ. 自動車関連部品(二〇一・三・八・三〇)、ホ. 木製家具(二〇一・三・九・二七)、マ. 落花生、胡麻、各種ナッツ類(二〇一・三・九・三〇)

(2) その他の事例

その他、農林水産省のホームページ<sup>17)</sup>では、A・B・Lについての概略<sup>18)</sup>が紹介され、同時に、畜産・米・野菜・花・海産物などの分野別に、農林水産分野におけるA・B・Lの取組事例<sup>19)</sup>が紹介されている。ここでは、農林中央金庫や農林漁業金融公庫などに限らず、都市銀行・地方銀行・信用金庫のほか、リース会社が債権者になった事例などについても具体例が紹介されており、融資額についても一部は公開されている。

5 動産譲渡登記制度と利用状況

## (1) 動産・債権譲渡特例法の成立

民法上の動産物権変動に関する對抗要件は引渡しである(民法一七八条)。そのため、不動産の場合における登記のように公示方法に明確な外形を伴う手段がないため、動産を担保目的とする場合に、なかなか利用しにくい面があった。

つまり、多くの場合は占有改定という形で動産の譲渡担保が利用されており、当該目的物を第三者が譲渡を受けた場合、容易に即時取得されてしまうという危険があった。また、当該目的動産が二重に譲渡担保に供されたような場合、後で譲渡担保権の設定を受けた債権者は、先に譲渡担保権の設定を受けた者に劣後することになる不都合もあった。

そのため、動産譲渡を債権譲渡と同様に公示する手法の必要性から、法律が整備されることとなり、先に成立して運用されていたいわゆる債権譲渡特例法(債権譲渡の對抗要件に関する民法の對抗要件の特例等に関する法律)を改正する形で、「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が成立した。<sup>(20)</sup>

同法により、動産譲渡について登記をすることで對抗要件が具備されることとなった。先に創設された債権譲渡登記制度と同様に、動産についても譲渡登記が認められるようになったのである。すなわち、債権譲渡の場合も動産譲渡の場合も、民法上の對抗要件を具備するには、民法四六七条や民法一七八条の要件を具備する必要があるが、譲渡登記制度を利用することで、對抗要件を具備することができることとなった。そして、動産譲渡登記がなされれば、民法一七八条の特例として第三者に対抗することができる。

## (2) 動産譲渡登記の利用状況

法務省が二〇一三年に公表した登記統計の統計表<sup>21)</sup>によると、不動産譲渡登記の制度が創設された初年度の平成一七年には二二八件・一四、七七四個の不動産譲渡登記がなされたが、平成二四年には一、五五四件・六六、一一二個の登記がなされている。この点について、平成二〇年に二、三〇六件・三六、四四三個、平成二一年に二、八九九件・五〇、五四九個、平成二二年に三、五六六件・一三三、六四八個、平成二三年に二、一三五件・一三五、五六八個の登記がなされていることを考慮すると、件数についてはそれほど増加していない。ただし、登記件数からだけでは、担保目的の登記なのか、純粋な譲渡登記なのかは窺い知れない<sup>22)</sup>。なお、債権譲渡登記も利用件数は近年増加していない<sup>23)</sup>。

## 6 検討

### (1) 制度上の問題点

不動産譲渡登記制度については二つの問題点が考えられる。第一に、不動産登記と異なる点として、①登記事項のすべての開示請求は一定の者しかできない点(不動産債権譲渡特例法一一条、第二に、②登記された不動産であっても即時取得の対象となりうる点<sup>24)</sup>、である。

前記①については、何人も「登記事項概要証明書」は請求可能であるが、「登記事項証明書」は当事者や利害関係人しか請求できず、「譲渡不動産の特定に必要な事項」(同法第七条第二項第五号)については利害関係人以外には開示されない。確かに、不動産を譲渡した側の不動産譲渡担保を利用する債務者の立場からすれば、在庫商品を使って資金調達をしたにすぎない場合であっても、信用不安等につながりかねない問題があるため、登記事項の開示については、概

要は誰に対しても開示されても、詳細については利害関係者にしか開示されない点もやむをえないかもしれない。この点、動産の譲受人は、債務者にならうとする動産譲渡担保の提供者等に、登記事項証明書を取得して示してもらうことが可能な場合もある。しかし、不動産担保の場合との違いが明らかではないため、その点について更なる検討が必要である。

同様に②については、民法の即時取得の規定との調整も必要であろうが、動産譲渡登記された目的動産が即時取得の対象となってしまうのであれば、本制度の意義は半減しかねない。ただし、登記されてしまえば即時取得できないとすることも、動産譲渡登記がそれほど広く活用されていない現状では難しい。そのため、この点についても、動産・債権譲渡特例法に意味があるのは、当該目的動産を取得する第三者が、その動産が担保目的物として譲渡登記の対象となっていることについて調査をしなかった場合に過失があったとされ、民法一九二条の即時取得が否定される場合に限るといえないだろうか。ただし、金融機関あるいは商社が譲受人の場合には即時取得を否定するとした場合、「金融機関」や「商社」をどう定義するかが難しく、その点を明確にしないと即時取得が否定される場合を明らかにすることは困難である。

また、担保設定を行う際の問題点として、①隠れた占有改定の存在リスク、②場所の特定の曖昧さや困難さ、<sup>(25)</sup>などの存在も指摘されている。

## (2) その他の問題点

動産譲渡登記の利用状況の数値だけでは判断できかねるが、債権や動産を担保とする制度が整備されたことによつて、債務者の資金調達方法に関する選択肢は増えたものの、利用はそれほど増加していない理由を確認することも課

題ではないだろうか。動産を担保として資金調達を望んでいる債務者は既に制度を利用することでそのニーズを満たしたから利用件数が増加しないのか、利用を望んではいないが、何らかの理由で利用できていないのかについて調査を行い、制度上の問題点について整理・検討を行う必要がある。

また、動産譲渡登記制度が整備されたことで、不必要な過剰担保を債権者が要求することがないかどうかについて調査をする必要がある。さらに、動産譲渡登記制度を利用せず、債務者が当該目的物を売却した際の売掛金を担保とする場合と、売却前の動産を担保として譲渡登記した場合とは、担保掛目の相違により適正な評価がなされないこととはないかについても調査が必要である。<sup>(27)</sup> すなわち、商品である動産そのものを担保として譲渡登記した場合には、実際に販売できる金額よりも債権者に担保価値が過小評価され、後に売掛金を担保とする場合よりも債務者が資金調達できる金額が減少する懸念がある。

加えて、担保物を処分する場合、適正に換価できるか、という点も課題となろう。自動車などの中古商品の市場がある場合には買い手を見つけやすいが、在庫商品など換価が難しい動産を担保とする債務者にとっては公正で透明性のある換価方法を確保することが、制度利用のための重要な要素となる。

## おわりに

動産譲渡登記制度の創設により、資金調達方法の選択肢は増加した。しかし、制度の有効活用のためには、制度上の問題がないかを確認し、当事者が利用しやすい制度を目指すべきである。<sup>(28)</sup>

今後は、上記で指摘したいくつかの点など、制度そのものの問題のほかに、実際の利用に際して解決する必要な点もあるため、より詳細な検討が必要である。また、登記を行うことのできる法務局が限定されている点が不便であったり、譲渡された動産を処分する際の手続きが不透明であることなどを理由に、企業が利用することを躊躇していないか、などの確認も必要となる。

その上で、債務者が所有する動産を譲渡担保として資金調達を行う場合の法律構成及び実務の考え方について、従来の判例及び学説を整理したうえで検討し、実務上の不都合があるのかどうか、また、不都合があるならばどう改善すべきなのかについて検討することが必要であると思われる。特に、動産を譲渡担保に供したときに、その目的物が第三者へ処分される場合の当事者間の関係について、検討を行いたい。

以上

(1) この点に関して、民法三四九条は流質特約を禁止しているが、商法五一五条が適用される場合には契約によって債権者が担保目的物を処分することができる。

(2) 中村廉平「ABL法制に対する実務ニーズと法制整備の方向性―ABL法制に係る実務者向けアンケート結果」を踏まえて「NBL九七五号四三頁以下(二〇二二年)では、二〇二一年一月から二〇二二年一月にかけて経済産業省が行った「ABL法制に係る実務者向けアンケート」の結果が紹介されている(アンケート回収率は二八%)。その中で、「ABLに利用される譲渡担保権の内容や性質が法的に曖昧であるため、実務上、関係者の考え次第で処遇がまちまちになっている(特に集合動産を目的とする担保)。そのため、ABLの処遇の見込み可能性を高めるような環境の整備、具体的には、集合動産等を目的物とする担保権の実体法レベルでの創設、担保権の実行方法と倒産手続き上の取扱いの明文での規定が必要である」との設問に対し、整備が不可欠である(六五%)、整備が望ましい(三〇%)、整備の必要性

をあまり感じない（五％）、整備に反対である（〇％）という結果となっている。さらに、「動産譲渡担保の法的性質が曖昧であるため、後順位担保権を設定したいという実務ニーズに対応できていない。そのため、動産譲渡担保の法的性質を明確にするとともに、後順位担保権の設定、実行方法等についての規定を設ける必要がある」との設問に対しては、整備が不可欠である（三五％）、整備が望ましい（五〇％）、整備の必要性をあまり感じない（一五％）、整備に反対である（〇％）という結果になっており、経済界からは、動産譲渡担保の法的性質を明らかにする必要性が求められているといえよう。

(3) 金融機関が債務者の動産を担保とする場合には、担保目的物のほか、当該担保物件の売掛債権を担保として取得できるほか、債務者の販売先（第三債務者）からの入金口座を金融機関自身が開設してもらい、そこへ振込入金を受けることで、資金確保が容易となる。この点、金融機関以外が債権者となる場合には売掛金の振込があった場合の資金管理が困難になり、この点への対応が必要となる。

(4) 我妻栄『新訂担保物権法（民法講義Ⅲ）』（岩波書店、一九六八年）五九二頁、近江幸治『民法講義Ⅲ担保物権（第二版）』（成文堂、二〇〇五年）三二〇頁、道垣内弘人『担保物権法（第三版）』（有斐閣、二〇〇八年）三〇三頁以下など。なお、近年は従来からの担保を「回収、清算のための担保」として、債務者の経済活動を存続させるための担保である「生かす担保」を重視すべきではないか、との指摘がなされている（池田真朗「A B L等に見る動産・債権担保の展開と課題——新しい担保概念の認知に向けて」堀龍児ほか編『担保制度の現代的展開』（日本評論社、二〇〇六年）二七五頁）。

(5) 動産譲渡担保の産業界のニーズについては、座談会「動産・債権譲渡担保における公示制度の整備」ジュリスト一二八三号八頁以下（二〇〇五年）、座談会「新しい動産・債権譲渡登記制度と金融実務（上）（下）」金法五三巻一一号・一二号（二〇〇五年）、宗野有美子・渡部吉俊「最近における動産・債権譲渡登記制度の動向について」民事法情報二四四号一〇頁（二〇〇七年）などがある。なお、いわゆるバブル崩壊後の金融政策・企業の資金調達を支援するための立法等については、田村耕一「貸出・資金調達における担保の機能から見た実体的権利の債権等」「生かす担保」の理論的基礎のために——熊本ロージャーナル七号一六四頁以下（二〇一二年）に詳細に整理されている。

(6) 財務省の財務総合政策研究所が編集している平成二三年度の財政金融統計月報第七二六号の法人企業統計年報特集によ

る。

(7) 堀田親臣「担保の多様性に関する実態調査(一)」広島法学三〇巻四号一九九頁(二〇〇七年)。ただし、本調査は二〇〇四年に行われたものであり、動産・債権譲渡特例法の施行前段階での調査であるため、動産・債権譲渡特例法が施行された二〇〇五年一〇月以降に行われた調査とは状況が異なる点には留意したい。

(8) 中小企業総合研究所「中小企業向け貸出における実態調査」(二〇〇五年)。中小企業庁の外郭団体である中小企業総合研究所による調査結果である。

(9) ABL研究会『ABL研究会報告書(アンケート結果編)』一五頁(二〇〇六年)。ABL研究会は、経済産業省で行われた研究会であり、そのアンケート結果である。二〇〇五年～二〇〇六年頃の不動産以外の資産を担保として利用した資金調達事例は、谷地向ゆかり「動産担保を活用した資金調達―在庫、売掛債権、知的財産権等を担保とした資金調達―」信金中金月報四〇八号八二頁(二〇〇七年)でも複数の事例が紹介されている。

(10) 野村総合研究所「動産・債権担保融資(ABL)の普及・インフラ構築に関する調査研究」(二〇〇八年)。同研究報告書一八八頁以下では、ABLの取組み事例として全国各地での取組み事例が紹介されている。

(11) 実行局面における処分禁止の仮処分や保全される権利内容などについては、栗田口太郎「倒産手続におけるABL担保権実行の現状と課題―再生手続における集合動産譲渡担保権の取扱いを中心に―」金法一九二七号八四頁(二〇一一年)を参照。また、実行に関して、中村・前掲注(2)四五頁によると、担保実行通知時点において固定化は現実的には困難で、処分禁止の仮処分が執行された時点で現存する目的物の範囲でしか担保権者が把握できない点をあまえ、動産担保権の実行にプロセスが整備されることが求められているほか、実行に際して「固定化」の意義の明確化が必要とされているとの指摘がある。

(12) ABLの定義については、金融庁の公表している金融審議会金融分科会第二部会「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について―地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を―」(二〇〇七年)([http://www.fsag.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20070405\\_02.pdf](http://www.fsag.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20070405_02.pdf))九頁によると、「動産・債権等の流動資産を担保とし、担保資産をモニタリングし、融資を行う手法」とされている。

- (13) 動産の特定については、場所は特定の倉庫等を指定する必要があるほか、その倉庫のどの部分に保管されているかを明らかにする必要がある。目的物についても、例えば機械を目的物とする場合には、工場抵当法の三条目録に準じて製造番号等まで特定する必要がある（堀龍児編『Q&A債権・動産譲渡担保の実務』二七六頁以下（新日本法規 二〇〇五年））。集合動産については、棒鋼などの商品が目的物となった例として、最判昭和六二年一月一〇日民集四一巻八号一五五九頁がある。
- (14) ただし、今回のアンケートでは、ABL利用によるメリットについては比較的详细に回答されているが、課題については一定の指摘しかなされていない。アンケートの性質上、特に債務者にとっては回答しづらい面があることが想定できるため、例えば、過剰担保の問題が生じうる点などについては指摘がなされていないと推測される。
- (15) 二〇一三年一月二十九日に日本銀行が公表した「成長基盤強化を支援するための資金供給の実施結果」による。この点、日本銀行金融機構局「ABLを活用するためのリスク管理」（二〇一二年）七頁によると二〇一二年六月八日時点の残高は一、〇六九億円であり、二〇一三年二月六日時点での貸付残高の見込みが増加していないことから、貸付枠には余力がある。
- (16) <http://www.shokochukin.co.jp/finance/case/abl.html>。なお、資金調達時の与信額（与信極度額）及び与信の期間については、明らかにされている場合がほとんどであるが、一部で金額不明のものもある。また、一部の与信は、信用保証協会の「流動資産担保融資保証制度」を利用している。その場合の信用保証協会の保証額は与信総額の八〇％の部分保証である。また、商工中金の事業では、融資先企業の地元金融機関との協調融資を行っている場合も多い。資金使途についてはほとんどの場合が運転資金である。
- (17) <http://www.naff.go.jp/keiei/kinyu/abl/index.html>。
- (18) 農林水産省のABLに関するスキーム図（例）によれば、担保となるのは、原則として目的動産あるいは売掛金などとなっている。ただ、先の商工中金の事業紹介の中に示されているABLの仕組みとしては、担保目的物である動産・その動産の売却代金・当該売却代金の入金口座を一体として担保取得し、売却代金は商工中金自身に融資先が開設した口座へ振り込まれるようにすることで担保管理を行うものである。この点は、農林水産省のホームページに示されている事例

においても、民間金融機関が貸主の場合には商工中金と同様の担保管理を行っているケースが見られ、動産譲渡担保融資の際には、売掛金及び担保目的物の売却代金振込口座まで含めてセットで担保とするケースも見受けられる。例えば、平成一九年一月に前沢牛（ブランド牛）を担保とする動産担保融資実行に際しては、在庫・売掛金・売掛金入金口座を「事業のライフサイクル」と呼んで、商工中金と同様の担保徴求を行っているようである。

(19) それぞれの実例につき、どういった法律構成でA・B・Lが実行されているのかは、ケースによってわかる場合とそうでない場合があるが、金融機関や当事者によって対応が異なるようである。例えば、平成一九年七月に京都信用金庫が亀岡牛（ブランド牛）を担保として動産担保融資を実行した際には、牛を担保として登記する旨が明記されているが、多くの事例においては、登記の有無までは明らかでない。

(20) 植垣勝裕ほか『一問一答動産・債権譲渡担保特例法』、坂井・三村法律事務所編『Q&A動産・債権譲渡特例法解説』（三省堂、二〇〇六年）一三二頁以下、荒木新五『新しい保証制度と動産・債権譲渡登記制度〔補訂〕』（日本法令、二〇〇七年）一三三頁以下など。

(21) 法務省が公表した登記統計の二〇二二年度の登記利用状況に関する第六八表で、種類別動産譲渡登記の件数及び個数（平成一五―二四年）が示されている。

(22) この点に関連し、韓国においては、「動産・債権等の担保に関する法律」が二〇一〇年に制定され、二〇二二年六月に施行されている。同法では「担保登記」が行われることになっており、譲渡なのか担保なのか曖昧な日本法とは相違点もある。また、同法には即時取得についても規定が置かれている（同法三二条）。韓国の「動産・債権等の担保に関する法律」は、上本政夫「韓国法「動産・債権等の担保に関する法律」の紹介」宮崎産業経営大学法学研究二〇卷一七―一頁以下（二〇一〇年）、金祥洙「動産・債権などの担保に関する法律について（上）（下）」国際商事法務三九卷三―号四四四頁以下、同三九卷四号五九八頁以下（二〇一一年）などで紹介されている。また、日本の動産・債権譲渡特例法との比較については、鳥谷部茂・金鉉善「動産・債権の譲渡及び担保に関する法律の日韓比較」広島法学三六卷一―号二六六頁（二〇一二年）があり、担保目的で目的物を譲渡する場合の登記の表示などについて比較検討が行われている。

(23) 前掲注(21)の登記統計第六九表の種類別債権譲渡登記の件数及び個数（平成一五―二四年）によると、債権譲渡登記の

件数は、平成一四年の一七、一一〇件に比して平成二四年は二二、六一一件であり、平成二〇年の二五、三三六件をピークに、近年の登記件数は減少傾向にある。

(24) この点につき、近江幸治・前掲注(4)三三四頁は、登記がされた譲渡担保の目的物については、悪意が推定されるから即時取得が成立しないとす。しかし、債権者が金融機関や商社ではなく、当該目的物について譲渡登記がなされていることを予測することが困難な場合には、即時取得の成立余地はありうるのではないか。

(25) 中村廉平「ABL法制の検討課題に関する中間的な論点整理―実務家の声を反映して―」金法一九二七号一〇〇頁は、ABL協会が設置したABL法制研究会における二〇一一年四月に行われた会合での報告概要であるが、その会合において、動産譲渡担保を取得する前に、占有改定による隠れた譲渡担保が行われている場合のリスクについて指摘がされている(同一〇二頁)。

(26) 中村・前掲注(25)一〇二頁では、場所の特定に誤りがあった場合、登記が無効となるリスクがあると指摘される。さらに、百貨店等では、担保設定後に、担保目的物が移動されてしまうリスクがある点などが指摘されている。例えば、野村総合研究所・前掲注(10)一九五頁では、東北地方の地方銀行がABLを行った事案で、担保目的物は東京の倉庫に保管されているケースが紹介されているが、債権者としては担保目的物の実査が困難であり、動産譲渡登記を行ったとしても担保管理には相当程度の負担が生じる。当該事案では、債権者は動産譲渡登記を行わず、売却債権を将来債権も含めて譲渡登記することで、保全を図っている旨の紹介がなされている。

(27) 高橋太「在庫・動産の処分・買取り・評価の専門事業者を利用した動産活用による資金調達について」銀行法務二六六四号七頁は、評価のポイントは机上の評価額ではなく、「いわば即時換金可能な評価額」であるとし、この現実的な評価額こそが金融機関が融資を行う際に必要であるとする。具体的な評価方法の流れについては、間下聡「動産担保融資の現状と利用拡大に向けた課題」信金中金月報四六五号三六頁(二〇一一年)を参照。なお、野村総合研究所・前掲注(10)二〇〇頁では、担保目的物の評価額を三〇%で行っている例が紹介されている。当該案件は、信用保証協会の保証制度を利用したものであるが、保証協会の流動資産担保融資保証では、担保掛目は売却債権は債権額の七〇%、一〇〇%(第三債務者の状況による)、棚卸資産は直近簿価の三〇%が上限とされている。

(28)

高橋太・前掲注(27)九頁は、動産を活用した資金調達が発達するための実務上の論点として、①動産担保に対するネガティブイメージの払拭(債務者が「金融機関から在庫まで担保に取られている。業況が悪いのではないか」とのイメージを持たれないため、優良企業などで動産担保の案件を増やすことが必要であるとする)、②在庫等のデータ(在庫等の品目、量、仕入値などのデータを会社が整備していると、担保評価・買取査定が迅速にできる)、③さまざまな種類の動産の評価方法(担保目的物に応じて適切な評価・査定を行い、より顧客にとって有利な条件で買取り・評価できるようになること)、を指摘している。ただし、①の動産担保に対するネガティブイメージに関しては、実際の現場では必ずしも否定的な見方がされているとは限らないようである。例えば、野村総合研究所・前掲注(10)二四七頁は、沖縄県の泡盛酒造会社が泡盛を担保に供した事案で、債務者としては泡盛在庫を担保とすることに抵抗感はなく、むしろ相応の換価価値がある資産であるとの認識があり、古酒は資産価値が高いことも考慮し、「在庫まで担保に出して」という風評被害はないと報告する。もともと、野村総合研究所・前掲注(10)で紹介されている事案は、新聞等で報道されたものなので、債務者の信頼が一定程度高い事案が多いと推測できる点を考慮すると、動産を担保とすることに関する一般論とすることはできない。